

(公社) 日本放射線技術学会 第 65 回近畿支部学術大会

滋賀県診療放射線技師会との合同企画：

『医師の働き方改革と診療放射線技師へのタスクシフト

～放射線技術の研鑽と今後の医療提供への貢献～』

「タスクシフトと教育カリキュラム、そして問題点」

京都医療科学大学 松尾 悟

第 204 回通常国会において、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療等の一部を改正する法律案」が 2021 年 5 月 21 日に成立した。医師の負担軽減のためにタスクシフトが推し進められ診療放射線技師も新たに 6 つの業務を行う事が可能になった。この診療放射線技師の業務拡大は、診療放射線技師養成学校の教育カリキュラムにも大きな影響を与える。その理由は、業務拡大に関する法律が制定された場合、その翌年に入学する学生には卒業までに学ぶカリキュラムの中で、業務拡大に関連する科目を履修させなければならないからである。

診療放射線技師の学校養成所指定規則については、2001 年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入などの見直しを行って以降、大きな改正（以後、メジャー編成）は行われていない。2014 年に診療放射線技師の業務拡大が法律化されると、小さな改正（以後、マイナー編成）が行われた。2001 年は、診療放射線技師国家試験を受けるために必要な専門教科の単位数は 93 単位であった。現在は、2014 年の業務拡大により、マイナー編成が行われ医療安全管理学の教科が追加されたことで 95 単位となっている。2022 年のメジャー編成では 102 単位にまで増えるとされている。この 102 単位が専門学校や大学の教育カリキュラムにどのような影響を与えるのか、今回、変わりゆく診療放射線技師教育の問題点を中心に紹介する。